

佐賀県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年三月十九日から平成二十二年四月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 三八五号	神埼市神埼町神埼字一丁目四一番三地先から	神埼市神埼町神埼字一丁目四一番三地先から	後	九・二 五・六	六一七・〇
	神埼市神埼町田道ケ里字四の折一〇六七番一地先まで	神埼市神埼町田道ケ里字四の折一〇六七番一地先まで	前	六・八 四・八	六一七・一